

企画展「ハレルヤお釈迦さん-誕生から涅槃まで-」関連事業

《ギャラリートーク》

と き 3月13日(土)

午後1時15分～2時

ところ 文化資料館展示室

内容 今回製作された、現代風にアレンジした涅槃図についてのお話

講師 高橋太一さん(中学生)

「誰も知らない明石家さんま画プロジェクト」で名画を現代風にアレンジする天才中学生として出演。

定員 20人程度(当日受け付け)

その他 入館料が必要です。

《瞑想鑑賞法》

と き 3月14日(日)

午後5時～6時

ところ 文化資料館展示室

内容 閉館後の静かな資料館で、心で感じる鑑賞体験

講師 宗賞さん(栖賢寺住職)

定員 5人(中学生以上、先着順)

その他 電話で申し込み。入館料が必要です。

《涅槃図めぐり》

と き 3月15日(月)

午後1時30分～3時

集合・解散 文化資料館

内容 光忠寺など市内の各寺院の涅槃図を、歩いて見て回ります。

講師 樋口隆久(文化財専門官)

定員 20人程度(当日受け付け)

その他 保険料100円が必要です。

問 文化資料館(月曜日休館)

TEL 22-0599 FAX 25-6128

(文化資料館)

障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の人の「児童扶養手当」が変わります

「児童扶養手当法」の一部改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払い)から障害基礎年金等を受給している人の児童扶養手当の算出方法が変わります。

【見直しの内容(令和3年3月分(令和3年5月支払い)から)】

- 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等※¹の範囲が変わります
令和3年3月分の手当から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。
なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している人(障害基礎年金等を受給していない人)※²は、調整する公的年金等の範囲に変更はありません。
※¹国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など
※²遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみを受給している人
- 支給制限に関する所得の算定が変わります
令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等※³が含まれるようになります。
※³障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など

【手当を受給するための手続き】

- 既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人
→原則、申請は不要です。
- 1以外の人
→申請が必要です。必要書類などについては、子育て支援課まで問い合わせてください。

【支給開始月】

通常、児童扶養手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

問 子育て支援課 子育て給付係 TEL 25-5027

(子育て支援課)



募集

専門職登録者の募集

亀岡市の保健事業などに従事できる専門職の登録者を募集します。

応募資格 ①看護師②保健師または管理栄養士の資格を有する人

内容 ①予防接種(新型コロナワクチン接種など)②健康教育、保健指導など各種保健事業

勤務場所 市内接種会場、市役所、市内保健事業実施場所など

勤務時間 ①日曜日など②平日の事業実施時間

登録方法 3月17日(水)までに、電話で健康増進課へ。登録申込書への記入または聞き取りによ

り登録します。

問 市役所1階健康増進課

TEL 25-5004 FAX 24-3070

(健康増進課)

亀岡市会計年度任用職員(保健師または看護師)の募集

業務内容 認知症に関する相談・講座・交流会の運営企画および必要に応じた訪問などの所属課における業務

応募資格 保健師または看護師の資格を有し、自動車の運転と基本的なパソコン操作ができる人
※ただし、地方公務員法第16条に該当する人は応募できません。

募集人員 1人

任用期間 4月1日～令和4年3月31日

勤務日・時間 週4日勤務(午前8時30分～午後4時45分)

勤務場所 市役所1階健康増進課

報酬 157,388円(保健師)

149,693円(看護師)

※金額は予定額。その他、期末手当および通勤手当相当分支給あり。

保険 社会保険・雇用保険・災害補償あり

選考方法 面接試験

選考日時 要相談

申し込み 3月12日(金)午後5時

15分までに履歴書および資格証の写しを郵送<必着>または持参で次へ

〒621-8501(住所不要)亀岡市健康増進課

TEL 25-5004

(健康増進課)

犬・猫は愛情と責任をもって飼いましょう